共済組合　貸付け Q&A《一般貸付け》

お問い合わせ☎
経理･貸付班　043-223-4122

共済組合の一般貸付けは、自動車購入、家具・電化製品購入等臨時に資金が必要になった場合に借りることができます。限度額は２００万円、償還回数は１２０回以内です。

Q1　２００万円の自動車を購入予定ですが、そのうち１００万円はカーローンを組む予定です。ローンを含めた２００万円の貸付けを受けられるでしょうか。

A1　共済組合の貸付けは、借金の返済（ローン・クレジット一括払い含む）を事由としたものは対象になりません。したがって、ローン返済分の１００万円は対象とならず、残りの１００万円が貸付けの対象となります。

Q2　既に支払ったものに対する貸付けの申込みはできますか？

A2　一般・教育・結婚・葬祭貸付けについては認めています。その場合、申込日よりおおむね１か月以内のものが対象となります。その際添付書類として、領収書（組合員本人氏名、支払日が記載されているもの）の写しを提出してください。

Q3　現在、一般貸付けを借りていますが、新たに一般貸付けを借りることができますか？

A3　現在借りている貸付金の交付を受けた月から起算して２年を経過していれば、借りることができます。必要額に未償還元利金を加えた額（１０万円未満切り捨て）を申し込んでください。

Q4　購入する物品は未定ですが、一般貸付の限度額（２００万円）まで貸付けを受けることはできますか？

A4　物品の購入などで貸付けを申し込む場合は、支払額を精査した上で、必要な額をお申込みください。購入物品が複数ある場合は、それぞれの物品について必要額が確認できる書類（請求書、注文書等）が必要です。自己資金を把握し、返済能力を超える等の無理な借入れにならないようにご注意ください。

※詳細については、共済組合 HP、もしくは「互助会 Diary」でご確認ください。

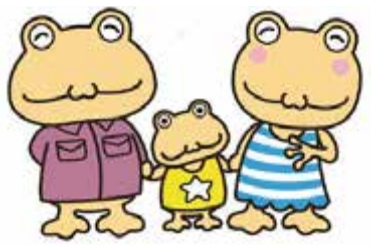

申込締切（書類提出）日は毎月１５日（休祭日の場合は翌開庁日）必着です。不備があると貸付けができないことがあります。
できるだけ余裕を持って提出してください。

今年度末に退職される方へ

共済貸付金の返済について

お問い合わせ☎
経理･貸付班　043-223-4122

公立学校共済組合から貸付けを受け、退職時に返済が終了していない場合は、退職手当から貸付金の残金等を一括返済しなければなりません。
また、退職前に貸付金を全額返済することもできます。

1　退職手当で返済する場合

退職手当から、退職時の貸付金の残金とこれに係る利息を加算した額を一括して源泉控除します。
控除に係る手続きは不要です。

＜平成３１年３月末に退職し、平成３１年４月に退職手当が支給される場合の控除額＞

毎月返済分・・・・・平成３１年３月末の貸付金残金＋４月分の利息
ボーナス返済分・・・平成３０年１２月末の貸付金残金＋１～４月分の利息
※　償還猶予残高等がある場合はその分についても加算します。

注意！　退職手当が貸付金控除額に満たない場合

不足金分の振込依頼書を送付しますので、指定した期限内に各自で入金してください（送付前にご連絡いたします）。

2　退職前に全額返済する場合

３月に実施される全額繰上償還で、退職前に貸付金の残金を一括返済することができます。
この場合、上記退職手当からの源泉控除とは異なり、毎月返済のみの方は**４月分の経過利息を返済する必要がありません。**是非、全額繰上償還をご利用ください。
ただし、全額繰上償還は、各自で申込み手続きが必要となります。申込み方法は、**２月１２日（必着）**までに「全額繰上償還申出書（様式第１０号）」と８２円切手１枚を同封し、郵送又は持参してください。

	退職手当からの控除	全額繰上償還
返済額	３月末時点の貸付金残金 ＋**４月分までの経過利息**	３月末時点の貸付金残金のみ
手続き	不要（※）	必要
注意事項	・（※）不足金が生じる場合は、各自で入金手続き等が必要です。 ・償還猶予残高等がある場合は、返済額に加算します。	・申込み後に送付される振込依頼書を使用し、各自金融機関で入金してください。 ・入金期間は３月１日～１５日です。 ・入金後、３月分給料から最後の控除が行われ、全額完済となります。

詳しい内容については、「ゆとり別冊」Ｐ４７～を参照してください。

共済貸付利率のご案内
（平成３１年１月・２月貸付分適用）

お問い合わせ☎
経理･貸付班　043-223-4122

種別	年利（A）	保険料充当金率（B）	実質利率（A）＋（B）
一般、住宅、教育、医療、結婚、葬祭	1.26%	0.06%	1.32%
住宅災害、災害	0.93%		0.99%
介護構造部分に係る住宅・住宅災害	1.00%		1.06%

※貸付けの金利は、変動金利です。
※平成 19 年３月までに貸付けを受けた方については、（A）の利率のみが適用されます。

県立中央博物館大利根分館「出前ー昔の道具ー」会期：～3月8日（金）まで